

## 大井町中小企業退職金共済制度奨励事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、町内に事業所を有する中小企業の従業員に対する雇用の安定と福祉の向上を図り、そして中小企業の振興に資するため、中小企業が負担する退職金共済掛金の一部を予算の範囲内で補助する。

### (補助対象者)

第2条 退職金共済掛金の一部補助金（以下「奨励補助金」という。）は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律160号）に基づく、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共本部」という。）及び所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条の規定に基づく特定退職金共済団体（以下「共済団体」という。）と退職金共済契約を締結した中小企業者（以下「共済契約者」という。）に交付する。

### (補助要件)

第3条 奨励補助金の交付は、中退共本部又は、共済団体と中小企業退職金共済契約又は、特定退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結する共済契約者で次に掲げる者でなければならない。

- (1) 町内で1年以上継続して事業を営んでいること。
- (2) 町税の納税義務者であって町税を滞納していないこと。

### (補助基準)

第4条 補助率は、共済契約者が雇用する従業員1人につき、払込み掛金の10分の1以内とし、対象となる掛金は1人につき1ヶ月5,000円以内とする。

### (補助期間)

第5条 補助金の交付を受けようとする共済契約者が雇用する従業員の共済契約を締結した日及び、共済掛金を増額した日の属する月から起算して60ヶ月とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする共済契約者は、中小企業退職金共済制度奨励事業補助金交付申請書(様式第1号)に前年中に退職金共済掛金を払い込んだことを証する書類を添えて毎年1月末日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前項による申請書を受理したときは、内容を審査し補助金交付の適否を審査する。適当であると認めるときは交付決定し共済契約者に中小企業退職金共済制度奨励事業補助金交付決定通知書により決定通知をする。

(変更届)

第8条 奨励補助金の交付を受けた共済契約者は次に該当するときには、直ちに共済契約変更届(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の変更があったとき。
- (2) 事業を廃止又は、休止したとき。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次に該当する場合には、補助金の全額又は、一部の返還を命ずることができる。

- (1) 共済契約者が不正な方法により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 共済契約者が補助金の補助目的以外に使用したとき。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（6条関係）

年 月 日

大井町長様

住 所  
事業所名  
代表者名  
電話番号

印

大井町中小企業退職金共済制度奨励事業補助金交付申請書

大井町中小企業退職金共済制度奨励事業補助金交付要綱第6条の規定により、  
補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

補助金交付申請額

円

個人別掛金内訳明細表

事業所名				代表者名		
共済契約者番号				申請者数 人		
被共済者 記名番号	被共済者氏名	掛 金 状 況			※	※
		期 間	月数	掛金 (月額)	補助金額	照合
		年 月 ～ 月				
		年 月 ～ 月				
		年 月 ～ 月				
		年 月 ～ 月				
		年 月 ～ 月				
		年 月 ～ 月				
		年 月 ～ 月				
		年 月 ～ 月				
		年 月 ～ 月				
					補助金額合計	円

- 注 (1) 年 月から 月までの払込みについて、掛金状況欄に記入してください。
- (2) ※印のところは記入しないでください。

請 求 書

一金 \_\_\_\_\_ 円

但し、大井町中小企業退職金共済制度奨励事業補助金として、上記のとおり  
請求いたします。

年 月 日

大 井 町 長 様

住 所  
事業所名  
代表者名

印

支 払 方 法	口座振込 ・ 現金支払 ・ 納付書
振 込 先	銀行・信金 店 農協 所
種 別	普通 ・ 当 座 ・ 別 段
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義 人	

様式第2号（第8条関係）

変 更 届

年 月 日

大 井 町 長 様

住 所  
事業所名  
代表者名  
電話番号

印

大井町中小企業退職金共済制度奨励事業補助金交付要綱第8条の規定により届出ます。

変 更 事 項		1 共済契約者の変更	2 事業の休（廃）止
変 更 年 月 日			
変更の内容	旧		
	新		